



ご存じですか？

『障害者扶養共済制度』

障害のある方を扶養している保護者の皆さまへ

この制度は、**障害のある方を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納めることにより、ご自身に万が一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障害のある方に一定額の年金を支給する制度です。**

制度の主な特色

- ▶ 都道府県・指定都市が実施している任意加入の制度です。
- ▶ 保護者(=加入者)が死亡したとき、または重度障害になったときに、保護者が扶養する障害のある方に毎月2万円の年金が生涯にわたって支給されます(2口加入の場合は4万円)。
- ▶ 制度の運営に関する事務経費などの「付加保険料」が必要ないため、掛金が安くなっています。
- ▶ 加入者が支払う掛金は所得控除の対象になります。

以下のような場合、この制度に加入することができます

- ▶ **加入する方(=保護者)の条件には、下のようなものがあります。**
 - ・障害のある方を扶養している保護者であること。
 - ・加入年度の4月1日時点の年齢が満65歳未満であること。
 - ・特別の疾病または障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。
- ▶ **この制度の年金を受け取ることができる方(=加入者が扶養している障害のある方)は、下の①②③のいずれかに当てはまり、かつ④に当てはまる方です。**
 - ① 知的障害のある方。
 - ② 身体障害者手帳を所持し、その障害が1級から3級までに該当する方。
 - ③ 精神または身体に永続的な障害のある方で、その障害の程度が①または②と同程度と認められる方。
 - ④ 将来独立自活することが困難であると認められる方(対象となる障害者(児)の年齢は問いません)。

★ 加入資格、掛金(保険料)、年金額等の詳細については、**保護者の方がお住まいの地方公共団体(都道府県・指定都市)の「障害者扶養共済制度担当」へお問い合わせください。**

★ 制度の概要については、(独)福祉医療機構ホームページ「心身障害者扶養保険事業」をご覧ください。

心身障害者扶養保険事業

検索



障がい者の生活安定のために

特定贈与信託



<内容>

■ 特定贈与信託とは

■ 特定贈与信託 Q&A

- ・誰でも信託することができますか？
- ・対象となる障がい者の範囲はどのようになっていますか？
- ・信託期間はどのようになっていますか？
- ・信託が終了した場合の残余財産はどうなりますか？
- ・信託できる財産にはどのようなものがありますか？
- ・金銭の交付はどのように行われるのですか？
- ・どのような費用がかかりますか？
- ・運用収益に対する税金はどうなりますか？
- ・信託するにはどのようなものが必要ですか？

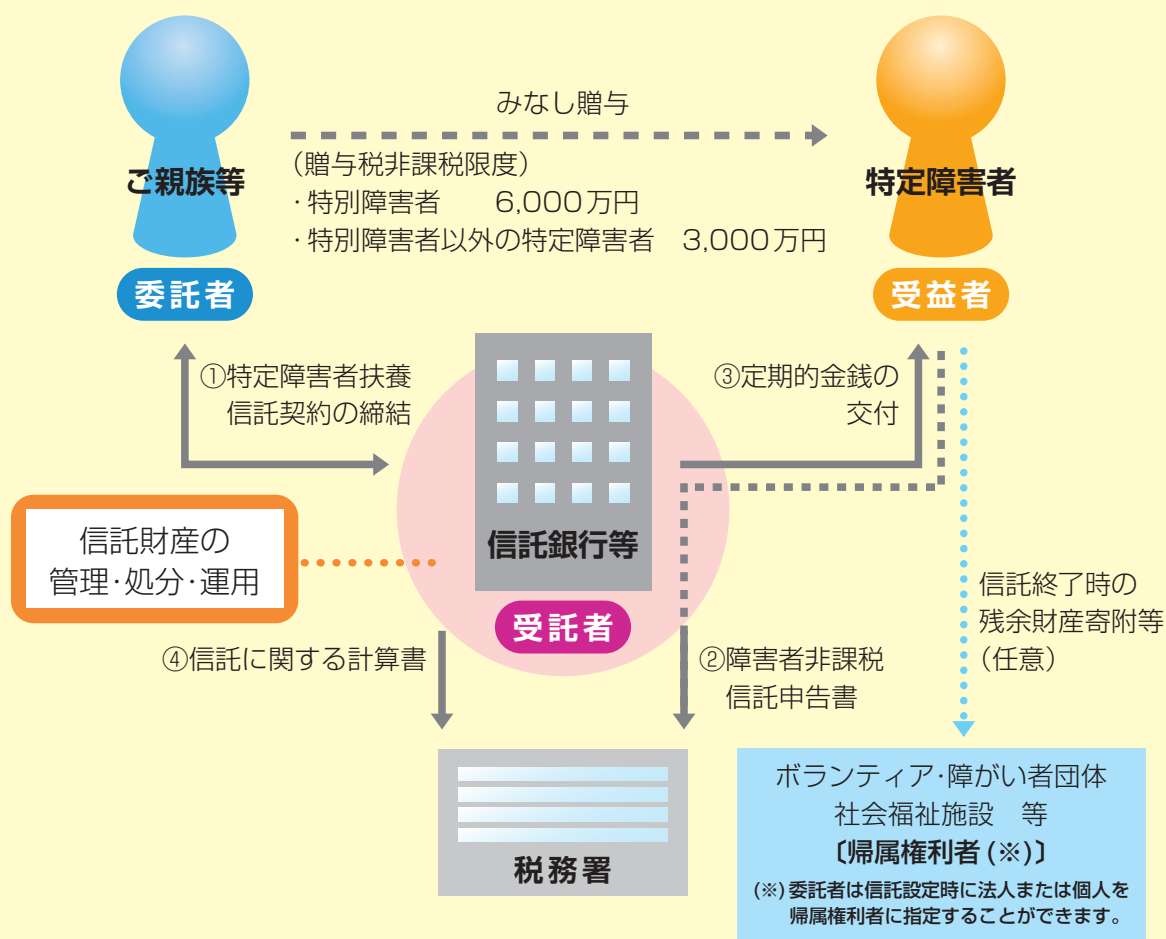
特定贈与信託とは

特定贈与信託は、特定障害者(重度の心身障がい者、中軽度の知的障がい者および障害等級2級または3級の精神障がい者等)の方の生活の安定を図ることを目的に、そのご親族等【委託者】が金銭や有価証券等の財産を信託銀行等【受託者】に信託するものです。

信託銀行等は、信託された財産を管理・運用し、特定障害者【受益者】の方の生活費や医療費として定期的に金銭を交付します。

この信託を利用すると相続税法の「特定障害者に対する贈与税の非課税制度」により、特別障害者の方については6,000万円、特別障害者以外の特定障害者の方については3,000万円を限度として贈与税が非課税となります。

特定贈与信託のしくみ



特定贈与信託のメリット

特定贈与信託を利用すると、一定の金額まで贈与税の非課税措置が受けられるほか、信託された金銭等は信託銀行等において安全に管理されます。これにより、贈与税の負担を負うことなく確実に財産を贈与することができ、障がい者の方のご資産を形成することができます。

また、万が一、ご親族等が亡くなられた場合であっても、引き続き障がい者の方に生活費や医療費等が信託銀行等から定期的に交付されます。

このため、特定贈与信託を活用することで、ご親族等亡き後の障がい者の方の将来の生活に備えることが可能です。

特定贈与信託 Q&A

特定贈与信託についての理解をより深めていただくために、特定贈与信託の主な内容を「特定贈与信託 Q&A」としてまとめました。

誰でも信託することができますか？

特定障害者のご親族、篤志家等の個人に限られます。また、ご親族等が何人かで共同して信託することもでき、1人の障がい者を複数の親族で支えることも可能です。

なお、法人からの贈与は、一時所得となりますので、この制度の対象とはなりません。

対象となる障がい者の範囲はどのようになっていますか？

対象となる「特定障害者」は、障がいの程度によって「特別障害者」と「特別障害者以外の特定障害者」に分けられており、贈与税の非課税限度額が異なります。

1. 特別障害者

心身障がい者の中でも精神または身体に重度の障がいがある特別障害者の方は、6,000万円まで贈与税が非課税になります。特別障害者の範囲は、法令により次のとおりとされています。

- ① 精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある者または児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターもしくは精神保健指定医の判定により重度の知的障がい者とされた者
- ② 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級である者として記載されている精神障がい者
- ③ 1級または2級の身体障害者手帳所有者
- ④ 特別項症から第3項症までの戦傷病者手帳所有者
- ⑤ 原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている者
- ⑥ 常に就床を要し、複雑な介護を要する者のうち精神または身体の障がいの程度が上記①または③に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者
- ⑦ 精神または身体に障がいのある年齢65歳以上の者で、その障がいの程度が上記①または③に準ずる者として市町村長等の認定を受けている者

2. 特別障害者以外の特定障害者

特別障害者以外で次のいずれかに該当する方は、3,000万円まで贈与税が非課税になります。

- ① 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医の判定により中軽度の知的障がい者とされた者
- ② 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が2級または3級である者として記載されている精神障がい者
- ③ 精神または身体に障がいのある年齢65歳以上の者で、その障がいの程度が上記①に準ずる者として市町村長等の認定を受けている者

なお、障がい者の行為能力の程度により、成年後見人、保佐人、補助人または任意後見人（以下「後見人等」という）が必要となる場合があります。

信託期間はどのようになっていますか？

特定贈与信託は、受益者である特定障害者の死亡の日に終了することとされており、予め信託期間を定めることはできません。

信託が終了した場合の残余財産はどうなりますか？

特定障害者が死亡した際の残余財産は、その相続人または受遺者に交付されます。また、信託する際にボランティア・障がい者団体や社会福祉施設等を指定しておくと、残余財産を寄附して他の障がい者のために活用することもできます。

信託できる財産にはどのようなものがありますか？

信託できる財産は、法令により次のとおりとされています。

- ① 金銭
- ② 有価証券
- ③ 金銭債権
- ④ 立木および立木の生立する土地(立木とともに信託されるものに限ります)
- ⑤ 継続的に相当の対価を得て他人に使用させる不動産
- ⑥ 受益者である特定障害者の居住の用に供する不動産(上記①から⑤までの財産のいずれかとともに信託されるものに限ります。)

特定贈与信託は、定期的に金銭を交付する必要がありますので、収益を生じる財産や換金性の高い財産に限られます。上記②から⑥までの財産については、信託銀行等に個別にご相談ください。

信託する財産の価額の評価は、相続税財産評価によります。

なお、特別障害者は評価額6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者は評価額3,000万円まで贈与税が非課税となりますので、この金額までは追加して信託することができます。この場合、当初信託した信託銀行等の本・支店で手続きする必要があります。

金銭の交付はどのように行われるのですか？

特定障害者の生活または療養の需要に応じて、定期的に、実際に必要な金額を金銭でお支払いします。

どのような費用がかかりますか？

費用については、個々の信託契約によって定められますが、信託報酬や租税公課、振込手数料、その他事務処理にかかる費用等があり、当該費用は、信託財産から支払われます。

運用収益に対する税金はどうなりますか？

信託財産の運用により生じる収益は、受益者である特定障害者の所得となりますので、所得の種類に応じて所得税が課税されます。

信託するにはどのようなものが必要ですか？

委託者、受益者には、それぞれ次のものが必要になります。

- 委託者：信託する財産、印鑑
- 受益者：障害者非課税信託申告書、特定障害者の区分に応じた証明書、住民票、印鑑等

以上のほか、後見人等が選任されている場合には、後見人等の届出書、印鑑証明書等が必要となります。

なお、信託銀行等により取扱いが異なることがあります。

＜非課税申告の手続き＞

次の1～3の書類を添付のうえ、信託銀行等を経由して、障害者非課税信託申告書を所轄の税務署長に提出することとなります。

1. 特定障害者扶養信託の契約書の写し

2. 特定障害者の区分に応じた証明書

- (イ) 精神上の障がいにより事理弁識能力を欠く常況にある者または知的障がい者
⇒ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医の証明書、療育手帳の写し
- (ロ) 精神障がい者
⇒ 精神障害者保健福祉手帳の写し
- (ハ) 1級または2級の身体障害者手帳所有者
⇒ 身体障害者手帳の写し
- (ニ) 特別項症から第3項症までの戦傷病者手帳所有者
⇒ 戦傷病者手帳の写し
- (ホ) 原子爆弾被爆者
⇒ 厚生労働大臣の証明書
- (ヘ) 常に就床を要し、複雑な介護を要する者または年齢65歳以上の者で障がいの程度につき市町村長等の認定を受けている者
⇒ 市町村長等の証明書

3. 信託受益権の価額の計算の明細書と当該特定障害者の住民票の写し

詳しくは特定贈与信託取扱い信託銀行等の窓口へ

この特定贈与信託は、それぞれの事情を踏まえ、個別のご相談にもとづいて契約する必要がありますので、詳しくは、取扱い信託銀行等にご相談ください。

信託相談所

信託協会では、お客さまからの信託に関するご照会やご相談の窓口として信託相談所を設置しています。

信託相談所では、信託兼営金融機関および信託会社(以下「信託銀行等」といいます。)の信託業務等に対するご要望や苦情もお受けしています。

- 受付時間 午前9時～午後5時15分
(土・日曜日、祝日等の銀行の休業日を除く)
- 電 話 ☎ **0120-817335**
または 03-6206-3988

トラブル解決は「あっせん委員会」へ

信託銀行等の信託業務等についてのトラブルがなかなか解決しないお客さまは、「あっせん委員会」をご利用いただけます。

「あっせん委員会」とは、信託協会が設置する、弁護士、学識経験者、消費者問題専門家等で構成される中立、公正な委員会です。

詳しくは信託協会ホームページをご覧ください。

<http://www.shintaku-kyokai.or.jp/profile/profile04.html>

信託相談所への相談・苦情等にかかる個人情報の利用について

信託相談所では、円滑な相談・苦情等への対応を実施するため、みなさまからの相談・苦情等をお受けするにあたりまして、お名前、ご住所、電話番号等をお聞きする場合があります。これらの個人情報は、みなさまからの相談・苦情等への対応のために利用し、ご本人の同意を得ずに他の目的で利用することはいたしません。

ご提供いただいた情報は、特定の個人を識別できる情報を除いて、統計資料、相談・苦情等の事例として利用させていただきます。



さらに、詳しく知りたい方は、
信託協会が発行しているパンフレット
「特定贈与信託 その制度のあらましと手続き」を
下記ホームページよりお申込みください。



一般社団法人

信託協会

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-1 岸本ビル1階
TEL.03-6206-3981

ホームページ <http://www.shintaku-kyokai.or.jp/>

信託協会

検索

本資料は、特定贈与信託の仕組み等について紹介し、特定贈与信託の制度について理解を深めていただくために作成しているものであり、当該商品の勧誘・推奨を目的としているものではありません。

平成26年12月発行

一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会の書籍一覧

注文冊数	書籍名	定価(税込)	送料	規格	書籍概要
	「親なき後」をみんなで支える	1,100円	別	B5判/112頁	知的障害のある人の高齢化を考える4つのポイント いまでいいことから始めるきっかけにしてほしい一冊
	たのしい、わかりやすい料理の本	1,100円	別	A4判変形/48頁	知的障害のある人が読んでわかりやすい料理の本 おいしく食べて元氣よく毎日を過ごすための一冊
	あたらしいほうりつの本2018年改訂版	1,320円	別	B5判/120頁	障害のある人が地域でくらししていくために必要なサービスを、 ライフステージごと分かりやすく紹介
	あたらしいほうりつの本2014年版	1,320円	別	B5判/128頁	障害のある人が地域で暮らししていくために必要なサービスを、 できるだけ分かりやすく紹介
	知ってほしい・知っておきたいー知的障害と「警察」ー	550円	別	B5判/56頁	警察向けに、知的障害に対するより一層の理解をお願いすべく 作成した冊子
	みんなで知ろう・考えよう 障害者虐待防止法	550円	別	B5判/64頁	障害者虐待防止法を知るための7つのポイント入門本
	自立生活ハンドブック4 からだ！！げんき！？	880円	別	A4判/87頁	自分のからだを大切に 毎日健康な生活をおくるヒント集
	自立生活ハンドブック5 ばなべてい(料理の本)	880円	別	B5判/42頁	かんたんに写真で見て作る 朝食、昼食、夕食、おやつなど21種類の料理の本
	自立生活ハンドブック8 食(しょく)	990円	別	B5判/40頁	番号順の写真を見ながら調理するだけで、18品のおいしいお かずをつくることのできる画期的な本
	新刊 ひとりだち2021年改訂版	1,320円	別	B5判/112頁	ひとりだちを目指すための生活や仕事など世の中のしくみを知 る手引きになる本
	自立生活ハンドブック11 ひとりだち	990円	別	B5判/84頁	ひとりだちを目指す若者たちの学習会のテキストに最適 (無くなり次第販売終了)
	自立生活ハンドブック15 COOKヘルシー	770円	別	B5判/42頁	ヘルシーなお料理が19品、写真と分かりやすい解説でダイエ ットにも挑戦できる料理本 (無くなり次第販売終了)
	自立生活ハンドブック16 性・say・生	990円	別	B5判/98頁	性に関する情報をイラストを使い分かり易く解説、支援者の方 が必要なページを教材として利用する際に最適
	【C D】知的障害のある人の性とその周辺を理解する	660円	別	PDF/104頁	性にまつわる問題の支援者の受け止め方、行動、反省など数々 の事例を交えて解説
	地域らしさを咲かせようー色とりどりの地域づくり	550円	別	B5判/79頁	「地域づくり」のノウハウを、花づくりに例えながら解説した 一冊(2011年初版)
	きいて！！	1,100円	別	B5判/128頁	第48回育成会全国大会の本人部会の様子 (2000年初版)
	復刻版 手をつなぐ親たち～精神薄弱児をまもるために	1,100円	別	B6判/224頁	昭和27年初版当時の精神薄弱児の様子、周りの環境、親の気 持ちなど、当時のベストセラーの完全復刻版
	わたし流でいこうーみんなで話そう、これからの暮らし	660円	別	A4判/96頁	制度政策の解説と、本人が自分らしく生きていくためのガイド ブック (2007年初版)
	夢 全日本手をつなぐ育成会 創立60周年記念誌	3,300円	別	B5判/162頁	全日本手をつなぐ育成会創立60周年記念誌
	【D V D】わたしの暮らし	2,618円	別	70分	生きるとは何か、支援とは何か (2010年初版)

【ご注文】一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 滋賀事務所

〒520-0860 滋賀県大津市石山千町256-1
コスモスハウス108号室

ホームページ <http://zen-iku.jp>

TEL : 077-536-5297 FAX : 077-536-5299
E-mail : siga-jimu@zen-iku.jp



当サイトからのメールは「siga-jimu@zen-iku.jp」で届きます。「siga-jimu@zen-iku.jp」からのメールを受信できるようなドメイン設定として
いただくか、弊会ドメイン『zen-iku.jp』を受信リストに加えていただきますよう、お願い申し上げます。

法人団体名 氏 名	総注文冊数			冊
発送先住所	〒			-
請求書宛名		T E L		
備考欄		F A X		

ご注文方法：上記にご希望数と送付先をご記入の上、ファックスでお送り下さい。(メール・ホームページからの注文も可能です。)

発送手数料：お買い上げ金額が10,000円以上の場合は振込手数料無料。送料は別途ご負担頂きます。※冊数により金額が変動します。

お支払方法：郵便局の振込用紙を同封します。また、請求書に記載のゆうちょ銀行、滋賀銀行もご利用頂けます。

公費購入：公費購入に伴う必要書類作成も対応可能です。事前にご相談ください。

配送方法は、ゆうメール(¥210) レターバックライト(¥370) レターバックプラス(¥520) のいずれかです。

総注文冊数に応じて送料の一番安い配送方法を選択させていただきます。

ゆうメールは通常郵便物と同様にポスト投函となり、補償や追跡調査は出来ません。

配送方法にご希望のある場合は上部の備考欄にてご連絡ください。

【お申込みFAX】

077-536-5299

個人会員兼 賛助会員申込書

2020年4月1日発行 No.770 (毎月1日1日発行) 2015年4月22日第三種郵便物承認 ISSN 1344-5510
元気の出る情報・交流誌 全国手をつなぐ育成会連合会

手をつなぐ

2020
4月
[No.770]

【特集】
今日、なに着る？

今月の問題 津久井やまゆり園事件の判決に寄せて
ひびき 小柳真由美 (オーティズムミュージシャン研究会 代表)



年会費
4,100 円

●役立つ情報が満載です

『手をつなぐ』は、知的障害のある人の暮らしに役立つ情報が満載です。知的障害のある人の親・家族をはじめ、福祉・教育・行政関係者などにもご愛読いただき、65年近い歴史を刻んできました。

●最先端の情報をお届けします

(一社)全国手をつなぐ育成会連合会の賛助会員としてお申し込みいただくと、特典として『手をつなぐ』を毎月お届けします。知的障害のある人の生活に関する問題や福祉施策の最新情報から、全国各地の先進的な取り組み、著名人によるエッセイなど、情報が詰まった『手をつなぐ』をぜひご活用ください。

※年会費は前納制です。月割の支払などはできません。

※年度途中の加入の場合、『手をつなぐ』は該当年度4月号まで遡ってお届けします。
単号のみお求めの場合は、当会までお問い合わせください。

※年度途中で退会する場合は、原則として年会費の返還には応じかねます。

※正会員（都道府県育成会等）を通して加入の申し込みいただいた場合は、年会費3,900円となります。その場合、『手をつなぐ』はご加入いただいた都道府県育成会等よりお届けします。

申込日	年	月	日	口数 (☐)
				『手をつなぐ』の部数
ふりがな				
ご氏名 (団体名)				
ご住所	〒			
電話番号				
所属の育成会				

(一社)全国手をつなぐ育成会連合会
滋賀事務所

〒520-0860
滋賀県大津市石山千町 256 1
コスモスハウス108号
電話番号 077-536-5297

申込書にご記入のうえ、
この用紙を直接ファクスしてください

FAX 077 - 536 - 5299